

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 九 月 二 十 四 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十一号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式裏面中「地方税お支払サイト」と「e-Lお支払サイト」と始める。

第三十六号様式表面中「大垣共立銀行又は十六銀行」と「十六銀行又は大垣共立銀行」

と「大垣共立銀行ぎふ県庁支店」と「十六銀行流通センター支店」と並び「国替」を裏面注意事項第三句中「大垣共立銀行又は十六銀行」と「十六銀行又は大垣共立銀行」と改める。

第四十一号様式裏面中「地方税お支払サイト」と「e-Lお支払サイト」と始める。

第七十七号の二様式中

☐ 更生手続開始の決定があつた。
☐ 再生手続開始の決定があつた。
☐ 地方税法施行令第9条の8の5及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。
☐ 第1号該当 ☐ 第2号該当 ☐ 第3号該当 ☐ 第4号該当

を

☐ 更生手続開始の決定があつた。
☐ 再生手続開始の決定があつた。
☐ 地方税法施行令第9条の8の5及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。
☐ 第1号該当 ☐ 第2号該当 ☐ 第3号該当 ☐ 第4号該当

と始める。

目 次

規 則

訓 令 甲

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課）

一

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

（税 務 課）

二

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十七号の二様式の改正規定は、令和八年十二月十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際（改正前の第七十七号の二様式により作成されている用紙にあっては、前項ただし書に規定する改正規定の施行の際）現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県税条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自動車税事務所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三十七号様式その一裏面及び別記第三十七号様式その三裏面中「地方税お支払サイト」を「eLお支払サイト」に改める。

別記第九十三号様式中

所長	担当課長	係長	係員	主任	出納員	係長	係員
----	------	----	----	----	-----	----	----

を

に始まる。

別記第百三十七号様式中

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任	出 納 員	係 長	係 員
-----	------	-----	-----	-----	-------	-----	-----

を

に

改める。

別記第百五十二号様式その二表面中「大垣共立銀行又は十六銀行」を「十六銀行又は大垣共立銀行」に、「大垣共立銀行ぎふ県庁支店」を「十六銀行流通センター支店」に改める。

別記第百六十五号の二様式中

受領者の記名
押印がない理由
又は差置送達
をした理由

を

受領者の署名
(記名)がない
理由又は差置送
達をした理由

に始まる。

別記第百八十三号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(延滞金特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)となります。 (督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。 (滞納処分) 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。 (審査請求) この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところに	より、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 (処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。))提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を勝訴後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を罷ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(納付場所等) 納付場所等は、次のとおりです。 ○ e L-QRに対応する金融機関 ※ 岐阜県納入済通知書の領収日付印欄の下に記載のe L-QRを利用して納付することができます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご確認ください。 ○ 岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行の理業を営む郵便局 ○ 岐阜県内の県税事務所 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア等(コンビニ等取扱期間内に限ります) ヤマザセブンイレブン デイリーヤマザキ フリーマーケット ニストップ キスベジヤルバートナージョブ ローション MMK端末を設置する店舗 ○ e Lお支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用し、納付することができます。 また、e L-QRの読み取りに対応したスマートフォン決済アプリから直接納付することもできます(決済可能金額はアプリによつて異なります。)。詳しくは「e Lお支払サイト」をご確認ください。  e Lお支払サイト  ○ ウルチペイメントネットワーク(Pay-easy(ペイジー))に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。 (ご注意) スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。	

(裏面)

(督促)

(滯納処分)

(滯納処分)

法に定める各税目の徴収金の潜納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により潜納処分をすることがあります。

(納付場所等)

- eL-QRに対応する金融機関
納付場所等は、次のとおりです。

※ 岐阜県納入済通知書の領収日付印欄の下に記載のeL-QRを利用



して納付することができます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご覧ください。

共通納税対応金融機関

共通納税対応金融機関

幾関

- 岐阜県内へ普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外への十ヶ銀行及び大垣共立銀行の支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- 岐阜県内の県税事務所
- 次に掲げるコンビニエンスストア等（コンビニ等取扱期間内に限ります。）
セブンイレブン デオリアストア等（コンビニ取扱期間内）ニックス デイズ
キヤンペルワンストップ ローション M&K福来を設置する店舗
- エル・お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができず
また、エル・QRコードに対して対応したスマートフォン決済アプリから直接納付することもできず決済可能な額はアプリによって異なります。詳しくは「エル・お支払サイト」をご覧ください。

e1お支払サイト

檢



- マルチペイメントネットワーク(Pay-easy (ペイジー))に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。

(ご注意)

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。

別記第二百四十七号様式その一裏面中「地方税お支払サイト」を「e Lお支払サイト」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年九月二十四日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和八年九月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社